

小規模貯水槽水道の清掃をお勧めします！



水道法では受水槽（貯水槽）の有効容量が 10 立方メートル（10 t）以下のものを小規模貯水槽水道と称し、点検・清掃などの規制については義務付けられていません。

しかしながら、同法では小規模貯水槽水道設置者に対して、簡易専用水道と同様の管理や検査を受けるように努めるよう示されています。

また、小規模貯水槽水道でも自治体の条例によって点検・清掃等が義務付けられている場合があります。

水道法による規制	なし	あり
貯水槽の有効容量	10 t 以下	10 t を超える

下の写真は、有効容量 7 t の貯水槽の清掃前と清掃後になります。



(清掃前)



(清掃後)

小規模貯水槽水道も同じ「貯水槽」である事には変わらないため、点検・清掃を行わずに使用を続ける事によって清掃前のような状態となり、以下のようなリスクが発生し、水道水の水質の劣化が引き起こされる可能性が高まります。

- ① 配管から出た錆や外から飛来した砂が槽内に溜まる。
- ② 防虫網の破損等があると、虫や小動物が槽内に侵入する可能性がある。
- ③ 貯水槽容器素材の F R P 樹脂が劣化している場合、槽内に日光が透過し藻が発生する可能性がある。

定期的な点検・清掃・水質検査を行うことで清掃後のような、きれいな貯水槽を維持することができ、上記のようなリスクを低減させ、水道水の安全を確保する事ができます。法的に規制はありませんが利用者が安心して水道を利用するためにも、定期的な貯水槽の点検・清掃、そして確認のための水質検査を行うことが望ましいと考えます。

当社は、水道法第 20 条に基づく厚生労働大臣登録の水質検査機関として、水道水質検査を行っております。又、協力関係にある貯水槽清掃会社様のご紹介もできますので、お気軽にお問い合わせ下さい。詳しくは、当社 分析担当者 **野上、貝森（フリーダイヤル 0 1 2 0 - 0 1 - 2 5 9 0）** までお問い合わせ下さい。

■ 事業内容 ■

- ① 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ② ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③ 水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④ 製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤ アスベスト分析
- ⑥ 絶縁油中の PCB 分析
- ⑦ 労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧ 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査

